

平成 2 6 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成26年2月20日（木曜日）  
午前 9時30分 開会 午前10時35分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	石 田 清	総 務 部 長	山 崎 悟
秘書広報課長	大 野 久 芳		

◇事務局職員

議会事務局長	富 澤 勝 広	議会事務局次長	本 間 修
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について  
平成26年和光市議会3月定例会の会期予定等について

特定事件8 その他議会運営に関することについて  
議会報告会等

午前 9時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、会議には、議長とオブザーバーとして副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告します。

本日の案件は、次の議会の会期予定等についてと、その他議会運営に関することについてです。

それでは、市長よりあいさつを求められています。

市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成26年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、2月23日に開会すべく、14日に招集告示をさせていただいたところでございます。今般提出させていただく議案は、諮問1件のほか、人事案件、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更、条例の制定及び一部改正、補正予算、新年度予算など合計23議案の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 市長は、公務のためこれにて退席されます。

〔市長退席〕

提出議案について、提出議案は諮問1件、議案22件です。

提出議案の説明を総務部長、お願いいたします。

総務部長。

○山崎総務部長 おはようございます。

それでは、御説明させていただきます。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員の山崎すみ子氏が平成26年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、本会議に提案する議案について順次説明いたします。

議案第1号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について説明いたします。

和光市固定資産評価審査委員会委員の山崎雅博氏の任期が平成26年3月7日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第2号、和光市教育委員会委員の任命について説明いたします。

和光市教育委員会委員の冨澤義宏氏の任期が平成26年3月5日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第3号、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について説明いたします。

彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第4号、和光市手数料条例及び和光市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

消費税法の一部改正に伴い、消費税法の対象となる一部の手数料を消費税率の引き上げに対応した額にするとともに、下水道事業の公営企業法の適用に伴い、下水道事業において手数料を徴収する事項を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号、和光市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、これまで同法で規定されていた社会教育委員の委嘱に当たり、満たすべき基準を条例で定めることとされたため、この案を提出するものであります。

条例で定める基準は、参酌すべき基準として示された社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を基本として定め、あわせて和光市の市民参加に対する意識を明確にするため、公募委員、市民を加えることとしております。

次に、議案第6号、和光市総合福祉会館設置及び管理条例及び和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

平成24年度に制度化された介護保険地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業を和光市総合福祉会館高齢者福祉センター及び新倉高齢者福祉センターにおいて実施するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第7号、和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定めることについて説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、これまで厚生労働省令により定められていた指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、条例で定めることとされたため、この案を提出するものであります。

条例の規定については、原則として厚生労働省令の基準どおりとしておりますが、和光市における介護保険事業の運営方針及び現在の制度運用状況等を踏まえ、一部、和光市独自の基準

を設けております。

次に、議案第8号、和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、これまで厚生労働省通知によることとされていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、条例で定めることとされたため、この案を提出するものであります。

条例の規定については、原則として厚生労働省通知の基準どおりとしておりますが、和光市における介護保険事業の運営方針及び現在の制度運用状況等を踏まえ、一部、和光市独自の基準を設けております。

次に、議案第9号、和光都市計画事業丸山台土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例を定めることについて説明いたします。

和光都市計画事業丸山台土地区画整理事業については、清算金事務の終了によりすべての事業が完了したため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第10号、和光市まちづくり条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

市民と開発行為等を行う者との相互理解の向上を図るため、開発行為等の計画の概要など説明会の実施を義務づけることを定めたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第11号、平成25年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ691万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億5,782万1,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

民生費では、障害者医療支援事業で、医療費の助成対象者の増加により増額しております。国民健康保険特別会計繰出金では、保険基盤安定事業負担金等の特別会計への繰り入れ基準額の確定により増額しております。後期高齢者医療では、療養給付費負担金が確定したため減額しております。児童手当支給事業では、対象児童が当初見込みを下回ったため減額しております。

次に、土木費では、白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援で、平成25年度の社会資本整備総合交付金の交付額が確定し、減額しております。駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金では、駅北口土地区画整理事業特別会計の減額に伴い、減額しております。

次に、教育費では、小学校管理運営事業で、新倉小学校の土地の取得費用が見積額よりも低額だったため減額しております。小学校施設整備事業では、市内3校の非構造部材耐震化工事、北原小学校トイレ改修工事とそれらに伴う業務委託料が、国の平成25年度補正予算の交付金を活用して執行できることから、今年度前倒しして追加計上をしております。また、中学校施設

整備事業においても、第三中学校の非構造部材耐震化工事とそれに伴う業務委託料を前倒しして追加計上しております。

次に、公債費では、市債元金償還で、市債元金が確定したため増額し、市債利子償還では、市債利子が確定したため減額しております。

次に、諸支出金では、基金の運用利子が確定したため積立金を増額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

国庫支出金では、児童手当交付金で、対象児童が当初見込みを下回ったため減額しております。

子育て支援交付金では、子育て支援交付金が県補助金の安心こども基金交付事業に移行されたため減額しております。

まちづくり交付金では、社会資本整備総合交付金の交付額が確定したため減額しております。

学校施設環境改善交付金では、小学校・中学校とともに、国の平成25年度補正予算を活用した事業の執行に伴い追加計上しております。

県支出金では、国民健康保険基盤安定事業負担金が確定したため増額しております。

また、ファミリーサポートセンター事業費補助金、地域子育て支援拠点事業費補助金、乳児家庭全戸訪問事業等補助金及び一時預かり事業費補助金は、国の子育て支援交付金事業から県の安心こども基金事業に移行されたため、追加計上しております。

諸収入では、雑入で、荒川右岸流域下水道維持管理負担金余剰金返還金を追加計上しております。

市債では、新倉小学校用地取得事業債で、土地の取得費の減額に合わせて減額しております。

また、今年度中に事業終了が見込めない事業として、白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業及び和光北インター地域土地区画整理組合活動支援事業の2事業と、国の平成25年度補正予算に対応する5事業、計7事業について繰越明許費とするものであります。

次に、議案第12号、平成25年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,983万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ72億7,370万5,000円とするものでございます。

歳入については、款9財産収入で、国民健康保険保険給付費等支払基金預金利子を減額、款10繰入金では、一般会計からの法定繰り入れ分の保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を増額するものであります。

歳出については、款2保険給付費では、一般被保険者療養給付費を増額し、款7共同事業拠出金では、高額医療費拠出金を増額し、款9基金積立金では、国民健康保険保険給付費等支払基金に係る預金利子を減額するものであります。

次に、議案第13号、平成25年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ235万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,754万6,000円とするものであります。

歳入については、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、235万8,000円を減額するものであります。

歳出については、歳入に連動して、後期高齢者医療保険料負担金を235万8,000円減額するものであります。

次に、議案第14号、平成25年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ110万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,707万9,000円とするものであります。

主な歳出については、款1総務費として、消費税改正に伴う介護報酬区分支給基準限定額の改定に対応するため、システム改修費として127万6,000円を増額し、また要介護認定申請件数の増加に伴い、主治医の意見書手数料及び認定調査委託料153万1,000円を増額するものであります。

また、款6利用者負担額軽減制度事業費で、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業で対象者が当初見込みを下回ったことから393万9,000円を減額するものであります。

次に、歳入については、歳出に連動する形で、款4県支出金の介護保険事業費補助金を295万5,000円減額し、款5財産収入で、利子及び配当金で3万2,000円を減額し、款6繰入金で、歳出総務費の増額に伴い一般会計からの事務費繰入金280万7,000円を増額する一方、その他一般会計繰入金で、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費繰入金を98万4,000円減額するものであります。

次に、議案第15号、平成25年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,336万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,826万3,000円とするものであります。

歳出については、施行計画の見直しにより工事範囲を縮小したことから、款2区画整理事業費において委託料、工事請負費等を8,336万9,000円減額するものであります。

歳入については、社会資本整備総合交付金が確定したことから、款1国庫支出金において、社会資本整備総合交付金825万円を減額するものであります。

また、款2繰入金においては、歳出に合わせて、一般会計繰入金7,511万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第16号、平成26年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

平成26年度一般会計予算につきましては、歳入予算では、歳入の骨幹をなす市税収入の伸びを見込んでおりますが、歳出予算では、社会保障経費を初めとする経常的経費の増額は避けられず、さらには駅北口土地区画整理事業の推進、小学校の新設及びアーバンアクア公園整備の

大規模事業への対応などから、歳入歳出予算の総額は前年度より大幅な増額となっております。

また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期的な財政収支の見通しを立て、財政の健全性を保ちながら計画的な財政運営を行っていくため中期財政計画を策定しましたので、予算に関する説明書とあわせて提出しております。

それでは、初めに、地方自治法第215条に規定する予算の内容について説明いたします。

恐縮ではございますが、予算書の1ページをお開きください。

第1条では、平成26年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ227億5,600万円と定め、対前年度比較では12億9,600万円、率にして6.0%の増額となっております。

次に、第2条の継続費については、その事業名、経費の総額及び年割額を定めております。

次に、第3条の債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めております。

次に、第4条の地方債につきましては、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

次に、第5条の一時借入金については、限度額を10億円と定め、第6条の歳出予算の流用については、人件費に係る同一款内での各項の間の流用について定めております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の主な内容について説明いたします。

初めに、主な歳入予算について説明いたします。

まず、22ページ目の款1市税につきましては、137億1,715万6,000円を計上いたしました。

市税のうち市民税では、景気が緩やかな回復基調にある中、個人市民税の増加が見込まれることから65億4,425万8,000円を計上いたしました。

固定資産税では、家屋の新築や増改築による増加が見込まれることから57億6,386万5,000円を計上いたしました。

次に、24ページ、款2地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金までについては、国の地方財政計画等を参考に交付実績額等を踏まえた金額を計上いたしました。

そのうち地方消費税交付金については、消費税が増税されることから7億1,900万円を計上いたしました。

また、地方交付税については、財源不足額が大幅に減少する見込みであるため、特別交付税のみを見込み1億3,400万円を計上いたしました。

次に、34ページの款15国庫支出金については、小学校の新設及びアーバンアクア公園の整備に加え、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業などを実施することから30億6,645万8,000円を計上いたしました。

次に、40ページの款16県支出金については、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金及び保育所緊急整備費補助金などの増加により12億3,071万9,000円を計上いたしました。

次に、46ページの款17財産収入については、丸山台の土地の売り払いを予定していることから8,168万3,000円を計上いたしました。

次に、48ページの款19繰入金については、財政調整基金及び特定目的基金から7億9,310万



9,000円を繰り入れることとしました。

次に、54ページの款22市債につきましては、4つの組合施行の土地区画整理事業に係る市債を初め、和光市市立小学校建設事業、アーバンアクア公園整備事業及び第二白子保育クラブ増築事業に係る市債として11億5,940万円を計上いたしました。

なお、特例債としての臨時財政対策債は見込んでおりません。

歳入については以上でございます。

次に、主な歳出予算について説明いたします。

まず、56ページの款1 議会費については、議会運営に関する経費など2億210万9,000円を計上しております。

次に、62ページの款2 総務費については26億39万5,000円を計上しております。

項1の総務管理費では、庁舎の維持管理関係経費及び和光市民文化センターの管理運営費用など、102ページからの項2 徴税费では、賦課徴収事務執行に係る経費など、108ページからの項3の戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳業務及び戸籍業務に係る経費など、110ページからの項4 選挙費では、埼玉県議会議員一般選挙費など、116ページからの項5 統計調査費では、各種指定統計等に係る経費など、120ページからの項6 監査委員費では、監査委員業務に係る経費など、122ページからの項7 生活環境費では、環境保全及び公害などに係る経費など、130ページからの項8 自治振興費では、コミュニティセンター及び地域センターの運営に係る費用などをそれぞれ計上しております。

次に、138ページからの款3 民生費につきましては98億5,921万6,000円を計上しております。

項1の社会福祉費では、障害者・高齢者の医療及び生活支援に係る経費のほか、総合福祉会館管理運営に係る費用や臨時福祉給付金事業費など、162ページからの項2 児童福祉費では、乳幼児・子ども医療費の助成及び保育園・児童センターに係る運営経費のほか、教育費からの移管による幼稚園費及び保育クラブ費並びに子育て世帯臨時特例給付金事業費など、188ページからの項3 生活保護費では、生活保護受給者に係る費用など、190ページからの項4 国民年金事務取扱費では、国民年金事務取扱経費など、192ページの項5 災害救助費では、災害見舞金をそれぞれ計上しております。

次に、194ページからの款4 衛生費につきましては13億7,212万2,000円を計上しております。

項1の保健衛生費では、母子及び成・老人に係る健診事業のほか各種予防接種費用など、202ページからの項2 清掃費では、廃棄物の収集運搬及び処理に係る費用のほか焼却施設運転管理費用などをそれぞれ計上しております。

次に、212ページからの款5 労働費につきましては、勤労福祉センター及び勤労青少年ホーム管理運営費など6,228万5,000円を計上しております。

次に、216ページからの款6 農林水産業費につきましては、都市農業支援経費など6,237万円を計上しております。

次に、224ページからの款7 商工費につきましては、地域ブランド及びイメージキャラクタ

一PR推進に係る経費など1億642万3,000円を計上しております。

次に、232ページからの款8土木費については36億2,478万8,000円を計上しております。

項1の道路橋りょう費では、市道の維持管理・補修のほか市内循環バスの運行や駅南口自転車駐車場維持管理など、244ページからの項2の河川費では、水道の管理・改修に係る経費など、項3の都市計画費では、各土地区画整理事業推進に係る経費及びアーバンアクア公園の整備に関する経費などをそれぞれ計上しております。

次に、260ページからの款9消防費については、朝霞地区一部事務組合負担金、消防団施設整備及び防災施設整備に係る経費など9億2,376万7,000円を計上しております。

次に、268ページからの款10教育費については22億2,001万2,000円を計上しております。

項1の教育総務費では、英語教育や教育支援センター運営に係る経費など、280ページからの項2の小学校費では、小学校建設に係る経費など、288ページからの項3の中学校費では、中学校管理運営経費など、296ページからの項4社会教育費では、公民館及び図書館の運営に係る経費など、322ページからの項5の保健体育費では、和光市総合体育館管理運営に係る経費及び学校給食業務に係る経費などをそれぞれ計上しております。

次に、330ページの款11公債費については、元利合わせた償還金として16億9,627万6,000円を計上しております。

次に、332ページの款12諸支出金については、財政調整基金及び特定目的基金の運用利子として123万7,000円を計上しております。

終わりに、334ページの款13予備費については、前年同額2,500万円を計上しております。

以上が一般会計歳入歳出予算の主な内容についてでございます。

次に、議案第17号、平成26年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

平成26年度予算につきましては、年間の平均加入世帯を1万1,600世帯、加入者数を1万8,570人と見込み予算を編成したもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ71億4,313万3,000円、対前年度比で2.9%の増となるものでございます。

歳入については、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金及び共同事業交付金のほか一般会計からの法定繰入金及び保険給付費等支払基金の取り崩しなどを計上しております。

歳出の主なものにつきましては、医療給付に関する費用として保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金及び共同事業拠出金などを計上しております。

総務費では、国民健康保険事務共同電算処理業務及び国民健康保険税の賦課徴収業務に係る費用など、保健事業費では、特定健診・特定保健指導等、疾病重症化予防及びジェネリック医薬品差額通知など、医療費適正化に必要な事業経費などを計上しております。

次に、議案第18号、平成26年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

平成26年度の予算につきましては、広域連合が推計した諸係数及び本市における75歳以上の被保険者数等により予算を編成し、歳入歳出の総額はそれぞれ5億9,952万3,000円、対前年度比で2.0%の増となるものであります。

歳入については、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金及び保険料還付金などを計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金として後期高齢者医療保険料負担金及び保険料還付金などを計上しております。

次に、議案第19号、平成26年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明いたします。

地域包括ケアシステムの構築による介護保障と自立支援の確立を目指してを基本目標とした第5期長寿あんしんプランの最終年度となる平成26年度予算につきましては、歳入歳出の総額はそれぞれ31億1,480万5,000円、対前年度比で3.3%の増となるものであります。

主な歳出については、施設サービス費、居宅サービス費及び地域密着型サービス費の必要量と供給量の推計に基づき計上する保険給付費、和光市の独自施策である市町村特別給付について計上しております。また、介護予防と地域性を重視した施策を推進するため、地域支援事業としてまちかど保健相談室に要する経費などを計上しております。

主な歳入については、介護保険料、歳出の見込みに連動する国・県等の補助金及び交付金及び一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金を計上しております。

次に、議案第20号、平成26年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明いたします。

平成26年度の予算の総額については、歳入歳出の総額はそれぞれ4億5,288万7,000円、対前年度比では2億3,027万7,000円、103.4%の増となるものであります。

主な歳入については、国庫補助金及び一般会計繰入金となっております。

次に、主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費、建物移転等補償調査業務及び工事実施設計業務などの委託料、区画道路築造ほか工事費などの工事請負費、建築物等移転補償費などの補償、補填及び賠償金となる区画整理事業費を計上しております。

次に、議案第21号、平成26年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明いたします。

予算第2条、水道事業運営の基本目標であります業務の予定量については、給水戸数を3万9,199戸と見込み、年間総給水量を927万1,000m<sup>3</sup>、1日平均給水量を2万5,400m<sup>3</sup>、主要な建設改良事業費として市道1号線ほか送水管布設替え事業に4,740万1,000円を計上しております。

また、県水の受水量は664万3,600m<sup>3</sup>で、県水の受水率は71.7%を見込んでおります。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出については、事業収益は15億159万9,000円で、前年度比較で2億3,332万2,000円の増収となっております。

収入の主なものは、水道料金収入11億286万1,000円で、収入総額の73.4%を占めております。その他、地方公営企業会計制度見直しにより、非現金収益である長期前受金戻入1億8,975万5,000円が新たに収益として計上されたことにより、事業収益は大幅な増額となっております。

支出については、事業費12億8,912万9,000円で、前年度比較で5,092万9,000円の増額となっております。

支出の主なものについては、県水受水費、職員給与費等であります。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出については、収入は負担金で3,493万円であります。

支出については3億7,855万3,000円で、この主なものは、配水管新設、浄水場施設改良事業費等であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,362万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填を行うものであります。

次に、議案第22号、平成26年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について説明いたします。

第2条、業務の予定量としては、水洗化世帯数3万6,730世帯、年間処理水量806万9,000m<sup>3</sup>、1日平均処理水量2万2,107m<sup>3</sup>を、また主要な建設改良工事としては、白子川第一排水渠築造事業3,402万円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出として、下水道事業収益は10億1,452万5,000円を計上し、その収入の主なものは、下水道使用料の6億2,257万2,000円を見込んでおります。

また、下水道事業費は10億5,003万2,000円を計上し、その主な支出は、維持管理等の委託料、給与費、荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金、企業債利子償還金等でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出として、資本的収入は2億9,535万7,000円を計上し、主なものは、建設改良費等企业債、他会計負担金及び補助金です。

資本的支出は5億3,761万4,000円を計上し、主なものは、雨水整備の工事費、給与費、建設改良費等、企業債償還金等であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,225万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額677万4,000円、引継金3,000万円並びに当年度分損益勘定留保資金2億548万3,000円で補填するものといたします。

○齊藤秀雄委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前10時06分 休憩）

再開します。（午前10時09分 再開）

〔副市長、総務部長退席〕

議案の先議について、初めに、諮問第1号、議案第1号、議案第2号は、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略して、第2日に起立採決により採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第3号、議案第4号、議案第9号は、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、第2日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、陳情について、陳情3件を受理しています。

副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、一般質問について、通告者は15人です。質問時間は、申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は24日間とし、今議会は、平成26年度当初予算の審査等がありますので、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日、一般質問を4日としたいと思います。

なお、2月25日火曜日、26日水曜日及び27日木曜日を調査休会とし、3月13日木曜日及び14日金曜日を休会としたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、2月26日水曜日の11時までとしたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問について、1月16日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

なお、質問の順位及び代表質問者は、順位1番、新しい風、赤松祐造議員、順位2番、緑風会、吉田武司議員、順位3番、公明党、阿部かをる議員、順位4番、日本共産党、佐久間美代子議員。

以上です。

なお、一人会派の方は、一般質問の中で御質問ください。了承願います。

次に、閉会中の文教厚生常任委員会に付託された請願第1号の審査結果について、開会日の諸報告の次に委員長より報告していただきたいと思います。

なお、質疑は、通告をとらないで行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

請願第1号の討論、採決については、質疑の後、続けて行うものとし、討論は通告をとらず採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、各会派から提出されております意見書案・決議書案の取り扱いについてです。

公明党から3件、新しい風から1件、日本共産党から2件の意見書案が提出されています。また、和光市政を改革する会から1件の決議書案が提出されています。

この意見書案・決議書案の調整のため、2月28日金曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、調整が整った場合は、3月11日火曜日の本会議終了後に委員会を開催し、意見書案・決議書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、今議会に係る事項について、議長から報告があります。

議長。

○菅原満議長 東日本大震災から丸3年が経過する3月11日火曜日、一般質問第3日目になりますが、14時46分にすべての被災者に対し、1分間の黙祷をささげることといたしたいので、御了承いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 ただいまの御報告につきましてには了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、委員会における執行部からの資料について、議長から報告があります。

議長。

○菅原満議長 例年、総務環境常任委員会で配付しておりました資料で公債費比率・準公債費比率及び実質公債費比率一覧表と基金条例に基づく各基金の現在高についてですが、執行部から、平成26年度から5年間の和光市中期財政計画の中に含まれている旨の報告がございましたので、資料として既に配付されているという扱いとさせていただきたいと思いますが、御了承いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 皆さん、よろしいですね。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてです。議長から発言があります。議長。

○菅原満議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員において、広域連合長就任に伴い、市長選出議員に1名の欠員が生じているので、同連合規約に基づく選挙を実施することです。候補者の数が選挙すべき議員数を超えた場合には、今定例会の閉会日に選挙を実施することになるので御了承願いたいと思います。

候補者数の結果は、確定次第、主管課を経由して通知されますので、選挙の有無は、確定次第、御報告させていただきます。

告示日が1月31日で、候補者届け出受付期間が2月21日から2月27日までとなっております。よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から発言がありました件は、御了承いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、選挙の有無については、結果がわかり次第、報告のほどよろしく願いいたします。

次に、議会の傍聴の際の手話通訳について、議長から報告があります。

議長。

○菅原満議長 2月23日開会日の午前中に、手話通訳の方を手配しております。なお、現在は、手話通訳は傍聴者に見やすい位置ということで、傍聴席にて行う予定として考えておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、実施場所は手話通訳の方と相談して、やりやすい場所を相談させていただいて決まることとなりますので、御報告をさせていただきます。

○齊藤秀雄委員長 次に、3月定例会のポスターについてです。事務局で作成しましたこちらのポスターについて確認していただきたいと思います。こちらでよろしければ、それぞれ担当の掲示板へ掲示したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、進みます。

その他議会運営に関することとして、まず、発言通告書について議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 一般質問の発言については通告書で提出していただいておりますが、提出受け付け後に新たに修正を加えたり、あるいはつけ加えたりというようなことがないようにしていただきたいということが1点ございます。誤字で違った字を使ったとか、そういった点については微調整をすることはやぶさかではございませんけれども、内容にわたる部分については避

けていただくようお願いを申し上げます。

それから、もう一点、提出していただいた後に、要旨を確認するため、執行部と調整をされているかと思いますが、あくまでも通告書の要旨に基づいて調整をされるようお願いをいたします。通告書の質問の調整において、質問の要旨の内容と大きくずれた形でのやりとりというのは、本来の通告書の趣旨、発言通告書を事前に出していただくという趣旨から見て御注意をいただきたいと思いますので、通告の趣旨を踏まえてお願いをいたしたいと思いますので、あわせて各会派で御周知をお願い申し上げます。

○齊藤秀雄委員長 それでは、皆さん、そのようにお願いします。

次に、申し合わせ事項についてです。

1月16日の議会運営委員会で決定しました陳情の取り扱いについて確認があります。

要望書、要請書、嘆願書等は、会議規則第145条に規定する「これに類するもの」に含めないものとするが、その後の取り扱いについては、議員控室ロビーに開架するのみとするとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、議会報告会についてです。

前回の議会運営委員会でお知らせしましたとおり、議会報告会のあり方について協議したいと思います。

議会報告会での意見交換、個人の考えの取り扱い等、また3月議会の報告としては、従前ですと予算審査の報告となりますが、具体的な案を提示していただきたいと思います。

各会派からの御意見をお願いいたします。

休憩します。（午前10時26分 休憩）

再開します。（午前10時27分 再開）

それでは、御意見のある方はお願いいたします。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私は、和光市議会報告会開催要領につきまして案を考えました。

○齊藤秀雄委員長 開催要領ですか。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 考えたのですが、特に思い浮かびませんでしたので、従来どおりでいいんじゃないかと。テーマは、従来どおりですから、予算の審議結果を報告するということがいいんじゃないかと思います。

○齊藤秀雄委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 会派の中からの意見ですが、まず、会場を図書館でやってみたらどうかという意見が出ております。図書館には、割と長時間滞在するような訪問者もいますし、そこに人がいるので、そこでやりますよということも周知をしたりしてやったらどうか。何かほかの



ところでやった例があるようなんですが、それについてはまだ具体的に調べられておりません。

それから、もう一点は、予算の審査全般ではなくて、市民の関心がありそうなテーマ幾つかに絞って報告をしたらどうかという意見が出ております。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 うちの会派は、特別にございませぬ。以前言った質問に対する取り扱いについて、休憩時間をとって丁寧に答弁をお返すするという点だけでございます。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 議会の議員は、市費をチェックするという役割を予算審査にあっては特にしていく必要があります。いつもそうなんですけれども、議会に臨む姿勢はそうでなければならぬと思っていますので、委員長報告においても、少数意見、多数意見あるいは反対意見、こういったものをきちんと報告していくということが必要じゃないかと思っていますので、ぜひそのように変えていただければと思っています。

○齊藤秀雄委員長 いろいろな意見が出ましたが、それぞれまた会派に持ち帰っていただきまして、議会報告会をどのような取り組みで実行するか、今確認できるところは、1つの提案としては、会場を図書館にしたらいかがかと、それによって周知する方法が違ってくるし、また広がるのではないかという意見が1つございます。それと、予算の報告ということですが、広範、全般にわたっての報告よりは、市民に関心のあるポイントにテーマを絞って、そこに特化した形で報告するという意見が1つございます。それと、報告会の意見も大多数の意見のみならず少数意見とか、要は報告会の中での報告内容としては、意見のある程度抽出した形で報告したらいかがかという提案がありました。これに対しては、また次回改めて、議会運営委員会でもんでいきたいと思っておりますので、皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

ではその3点は、どうぞ持ち帰っていただきまして、会派にてまた討論していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議会運営委員会に係る事件の審議はすべて終了しました。

次回以降の議会運営委員会の日程について確認します。

意見書案の調整で、2月28日金曜日、本会議終了後、副議長提案とした場合の確認で、3月11日火曜日、本会議終了後に開催しますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の記録及び会議の公開資料は、委員長に一任願います。

これにて議会運営委員会を閉会します。

午前10時35分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄